

目次

ご案内

○離職者等緊急生活資金のご紹介-----	1
○経営者等意識改革・男性育休取得促進セミナーについて-----	2~6
○企業のIT人材不足の悩みをアジア高度IT人材で解決！-----	7~8
○奨学金返還支援制度IT人材確保枠登録企業募集について-----	9~10
○県外副業人材のスキル活用によるDX推進・経営課題解決を支援！-----	11
〔愛媛労働局から〕	
○ケアプラザ新居浜のご案内-----	12~13
○在籍型出向支援セミナーのご案内-----	14~15

お知らせ

〔愛媛労働局から〕	
○令和4年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンのお知らせ-----	16
○事業主の皆さん「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です-17~18	
○アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイントについて-----	19~20
○「働くこと」と「労働法」について-----	21~22
○「シフト制」で働くにあたって知っておきたい留意事項-----	23~24
○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について-----	25~28
○クールワークキャンペーンについて-----	29
〔愛媛県労働委員会から〕	
○労働委員会の窓（4月分）-----	30~31

令和4年5月13日

5月号

愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



離職者等緊急生活資金のご案内

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

(離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

(休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

経営者等 意識改革 セミナー

全3回

定員

20社

各社参加2名まで

参加費
無料



～コロナ禍の今こそ！生産性向上、 多様な人材確保に向けた取り組みを！！～

本県では、生産年齢人口が減少傾向にあり、企業においては「新たな人材の確保」が困難な状況が続いています。またコロナ禍を受け、感染予防と社会経済活動の両立を図ることが求められる中、「安定的な事業継続」に向けた取り組みが必要となっており、働き方の見直しが必要となっています。

こうした中、従前から課題となっている「新たな人材の確保」、「生産性の向上」を図るとともに、コロナ禍における「安定的な事業継続」を図るため、各企業において最適な働き方の検討・導入に向け、社内で実践していくためのリーダーを養成することを目的としています。

対象者

県内中小企業の**経営者**及び
労務管理担当者、職場リーダーなど

このような企業の方に！

- 働き方改革の取組が前に進まない
- 取組戦略の立て方や具体的な進め方を学びたい
- 業務効率化、多能工化、プロセス見直し、コミュニケーション強化、人材育成(働きがい向上)などの実行施策を知りたい
- 他社がどんな取組をしているのに関心がある
- 働き方改革で生産性を高めたい、新たな人材確保につなげたい

受付期間

2022年

4/25月 ▶ 6/6月

※20社が集まり次第、受付終了となりますので、早めにご応募ください。

開催日時

第1回セミナー

6/15水

13:00～16:30

第2回セミナー

7/20水

13:00～16:30

第3回セミナー

8/23火

13:00～16:30

セミナー会場

愛媛県県民文化会館

(松山市道後町2丁目)

※開催日により、本館または別館で実施となります。(別途通知)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンラインセミナー形式に変更する場合があります。

全体理解

〈改革ビジョン〉

現状把握

〈組織分析支援〉

実践支援

〈実践力アップ支援〉

自社課題の“見える化”と具体的なノウハウの習得で実行力ある職場リーダーを養成

参加
特典

1 従業員意識アンケート の無料提供

働き方改革専用WEBサーベ이를希望社に無料提供。従業員の生の声を集計し、組織の伸ばすべき強みと改善すべき課題を“見える化”！

2 働き方改革 取組ガイド

県内の中小企業に向けた働き方改革取組ガイドです。単なる残業規制や法改正への対応にとどまらない本質的な働き方改革(生産性向上や人材確保)のためのヒントが満載です。



3 講座修了書 を授与！

参加者一人ひとりに全講座後に修了証を授与いたします。

新型コロナウイルス対策

本事業は全3回の会場開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、オンラインセミナー形式に変更する場合があります。

会場では感染症拡大防止のため、感染対策にご協力ください。



マスクの着用



検温



手指の消毒

講師
紹介

株式会社ワーキングエージェント
働き方改革・業務改善コンサルタント

藤原 輝氏

中小3,000社以上の人材採用コンサルタントとしての実績を持ち、現在は働き方改革の専門コンサルタントとして、延べ1,000社以上の企業支援に携わる。幅広い業種で業務改善や生産性の向上指導に定評あり。



実践的学びで自社に合った“働き方改革”を後押し！

申込受付期間

4/25月▶6/6月

全体理解
現状把握

	日時	内容
第1回 セミナー	6/15 ^水 13:00～16:30	講義 <ul style="list-style-type: none">● 働き方改革が必要とされる背景● 自社課題を分析する“4つの枠組み”● 調査フェーズ(現状把握)の進め方
		ワーク <ul style="list-style-type: none">● 働き方改革に対する認識や課題● わが社の働き方改革戦略

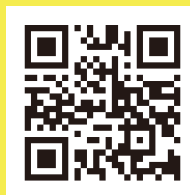
従業員意識アンケート調査(WEBサーベイ)の実施

第2回 セミナー	7/20 ^水 13:00～16:30	講義 <ul style="list-style-type: none">● 改革実行に向けたストーリー作り● 導入フェーズ・実行フェーズの進め方● 組織、チームの生産性向上
		ワーク <ul style="list-style-type: none">● わが社の課題分析と今後の取組ストーリー作り● 改革を妨げる「壁」を乗り越える
第3回 セミナー	8/23 ^火 13:00～16:30	講義 <ul style="list-style-type: none">● 新たな働き方、多様化時代の人材活躍● 取組上の障害への対処手法や事例紹介
		ワーク <ul style="list-style-type: none">● 具体的なケースを想定した対応策の検討● 自社の取組やこだわりポイントについて整理

※第1～3回の全てのセミナーにご参加ください。(一部、代理の方の参加も可)

参加お申し込みについて

事業専用ホームページ内「参加申し込みシート」
をダウンロードいただき、ご記入の上、
メール又はFAXにてお申し込みください。



愛媛県
イメージアップ
キャラクター
みきゃん

※各セミナー後、従業員意識調査アンケートなどの課題に取り組んでいただく可能性がございます。あらかじめご了承ください。
※携帯メールアドレスはご登録いただけません。
※ご登録いただいた情報は適正に管理し、本事業のみに利用いたします。

専用HP

<https://hatarakikata-ehime.com>

専用サイトからのダウンロードが難しい方は、電話かメールにてお問い合わせください。

☎082-264-8755 E-mail: info-consul@workin-agent.co.jp

お問合せ先

令和4年度 愛媛県働き方最適化支援事業「経営者等意識改革セミナー」事務局
【本事業受託者】
株式会社ワーキンエージェント TEL:082-264-8755 / FAX:082-577-0090

主催

愛媛県経済労働部 産業雇用局労政雇用課 労働政策グループ
TEL:089-912-2502 / FAX:089-912-2508

共催

働ナビえひめ
(働き方改革包括支援プラザ)



ポイント!

育児休業法の理解(ルール)と
取得促進アイデア(運用)の2つが学べる♪

定員
5社
各社参加2名まで

全**3回**

男性育休 取得促進セミナー

～ 愛媛県男性育休取得促進モデル創出 ～

今年度4月より育児・介護休業法が改正され、育児休業を取得しやすい環境整備や制度取得の意向確認が義務化されました。さらに今年度10月からは、現在の育休制度に加え、産後パパ育休制度も施行されます。

そうした中、本県では、育休に関する法改正にしっかり対応したい企業や、男性育休に関する具体的な制度設計を行いたい企業を対象にセミナーを開催します。

当セミナーでは、参加者が主体となり、様々な意見交換を交えながら自社の課題を整理し、法改正の理解と社内実務や体制づくりに関する実践手法を獲得します。また、専門家による個別支援も実施いたします。

参加費
無料

申込受付期間

2022年 **4/25**月 ▶ **6/6**月

※5社が集まり次第、受付終了となりますので、早めにご応募ください。

セミナー会場

愛媛県県民文化会館 (松山市道後町2丁目)

※本館での開催を予定しています。(別途通知)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンラインセミナー形式に変更する場合があります。

開催日時

第1回セミナー

6/22水

13:00～16:30

第2回セミナー

8/24水

13:00～16:30

第3回セミナー

11/9水

13:30～16:00

参加企業と調整の上個別支援を実施します。

対象者

県内中小企業の**経営者**及び
労務管理担当者、職場リーダーなど

このような企業の方に!

- 男性育休に関する就業規則の整備について具体的なやり方を知りたい
- 今回の法改正についていまひとつまだ理解できていない
- 制度はあるけれどもなかなか取得が進んでいない
- 他社がどのように取り組んでいるか学びたい

参加
特典

1 働き方改革取組ガイド

男性の育休取得を促進するためには、制度を整えるだけでなく職場の働き方を見直すことも重要です。当ガイドブックで生産性の向上やWLBに取り組みましょう。



2 モデル企業発信

男性育休取得モデル企業として、愛媛県より積極的にPRします。

休業法改正の解説とポイント /

講師紹介

取得促進の環境づくり(意識改革・業務改善) /

特定社会保険労務士
木村 貴子氏

特定社会保険労務士として100社以上の労務相談等に携わる。自身の育児と仕事の両立の経験から、両立支援にも積極的に取り組んでいる。MBA学位取得。両立支援コーディネーターとしても活躍中。



働き方改革・業務改善コンサルタント
藤原 輝氏

中小3,000社以上の人材採用コンサルタントとしての実績を持ち、現在は働き方改革の専門コンサルタントとして、延べ1,000社以上の企業支援に携わる。幅広い業種で業務改善や生産性の向上指導に定評あり。



専門家による個別支援で“男性育休取得”を後押し！

申込受付期間

4/25月▶6/6月

	日 時	内 容
制度理解 具体的手法 成果発表	第1回 セミナー 6/22 ^水 13:00～16:30	講 義 ● 男性育休が必要とされる背景と育児休業の現状 ● 育児・介護休業法改正の狙い、内容とポイント <hr/> ワーク ● 自社の課題は？グループ意見交換 ● ポイントは？育休理解度チェック
	第2回 セミナー 8/24 ^水 13:00～16:30	講 義 ● 規則改定など育休制度の実務・手続きと留意点 ● 育休取得の「壁」の対処(意識改革・引継ぎ・業務改善) <hr/> ワーク ● 育児計画書の作成 ● 育児休業取得促進のアイデア出し(対応検討)
	第3回 セミナー 11/9 ^水 13:30～16:00	体験談 ● 男性育児休業取得者による体験談と質疑応答 <hr/> 成果発表 ● 自社の取組事例発表、 今後の男性育休取得推進宣言 <hr/> 交流会 ● 参加企業各社、関係者による交流

プレスリリース
予定

※ 第1～3回の全てのセミナーにご参加ください。(一部、代理の方の参加も可)
 ※ 講義・ワークの内容は一部変更となる場合もあります。(予めご了承ください)

個別支援

は
第1回または第2回セミナーのあとに
参加企業と調整の上実施

- 男性育休取得に向けた具体的な準備に向けた取り組みをサポート。
- 1社につき原則1回(相談内容により追加フォローも対応)、直接訪問またはWEBにて実施します。

新型コロナウイルス対策

本事業は全3回の会場開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、オンラインセミナー形式に変更する場合があります。

会場では感染症拡大防止のため、感染対策にご協力ください。



マスクの着用



検温

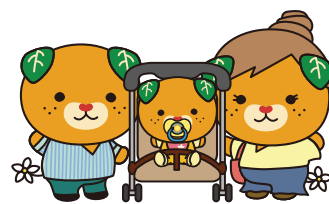


手指の消毒

参加お申し込みについて

事業専用ホームページ内「参加申し込みシート」をダウンロードいただき、ご記入の上、メール又はFAXにてお申し込みください。

※携帯メールアドレスはご登録いただけません。
 ※ご登録いただいた情報は適正に管理し、本事業のみに利用いたします。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

専用HP

<https://hatarakikata-ehime.com>

専用サイトからのダウンロードが難しい方は、電話かメールにてお問い合わせください。

☎082-264-8755 E-mail: info-consul@workin-agent.co.jp

お問合せ先

令和4年度 愛媛県働き方最適化支援事業「男性育休取得促進セミナー」事務局

【本事業受託者】

株式会社ワーキンエージェント TEL:082-264-8755 / FAX:082-577-0090

主催

愛媛県経済労働部 産業雇用局労政雇用課 労働政策グループ
 TEL:089-912-2502 / FAX:089-912-2508

共催

働ナビえひめ
 (働き方改革包括支援プラザ)



IT人材不足で
獲得が難しい

一定の能力のある
IT人材を採用したい!

なかなか
定着しない...

企業の発展のために
IT戦略を図りたい

企業のIT人材不足の悩みを アジア高度IT人材で解決!

令和4年度 愛媛県アジア高度IT人材受入促進事業

オンライン説明会開催

参加
無料

愛媛県内企業のIT人材不足を解消するため、ネパールのトップクラスの大学を卒業し、ITスキルを習得した優秀なIT人材を紹介。日本語教育をはじめ入社後も定着・活躍していけるよう徹底サポート！
IT人材採用にお困りの人事ご担当者さまや、企業成長戦略・経営力の強化を図りたい経営者のみなさまは、ぜひオンライン説明会にご参加ください。

③ 5/16 (月)

13:30~15:30

申込締切:5/12(木)18:00まで

④ 5/19 (木)

13:30~15:30

申込締切:5/17(火)18:00まで

⑤ 5/25 (水)

13:30~15:30

申込締切:5/23(月)18:00まで

⑥ 5/30 (月)

13:30~15:30

申込締切:5/26(木)18:00まで

※③~⑥は同内容です。いずれかご都合の良い日時を選んでお申し込みください。

対象業種

愛媛県に本社がある企業・団体
または、愛媛県外に本社がある企業・団体で勤務地が愛媛県内

対象職種

ITエンジニア

お申し込み
方法

URLまたはQRコードからお申し込みください
<https://www.asia-ehime.jp/>

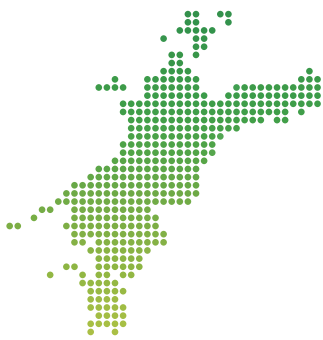


QRコードの商標はデンソーウェーブの登録商標です。

アビリティー・フォースバレー共同企業体



【令和4年度 愛媛県アジア高度IT人材受入促進事業】は、アビリティー・フォースバレー共同企業体が愛媛県から受託した事業です。



▶IT人材不足を解消し、愛媛県企業の経営力を向上！

企業の成長戦略・経営力の強化には、IT戦略は必須です。デジタルトランスフォーメーション（DX）の機運が高まる中、全国的にIT人材の需要は急速に高まっており、IT人材不足は深刻化すると考えられています。

そこで「愛媛県アジア高度IT人材受入促進事業」では、IT人材を必要としている愛媛県内の企業に、ネパールの優秀なIT人材のマッチングなどの支援を実施。企業のIT人材不足を解消し経営力を向上させることで、愛媛県の地域経済の活性化に貢献します。

募集 人材

対象国 ▶ ネパール連邦民主共和国

対象人材 ▶ 現地トップクラス校のトリバン大学Institute of Engineering (IOE)、カトマンズ大学等の理系人材(コンピュータ工学、情報工学等を学んだ既卒者(5年以内))

採用人数 ▶ R4年度は全体で20名まで

事業の特長



優秀なIT人材を 採用可能

2023年4月入社のIT人材を、面接による選考のうえ、採用することができます。



あらゆる手続きを 一貫サポート

外国人材採用に慣れていなくても、募集や日本語教育、在留資格取得(ビザ申請)、渡航手続きなどしっかりサポートします。



効率的な 日本語教育を実施

内定後、日常会話レベル(N3相当)を目標に日本語教育を実施。また、愛媛県で暮らすうえで必要な情報・知識も学習します。

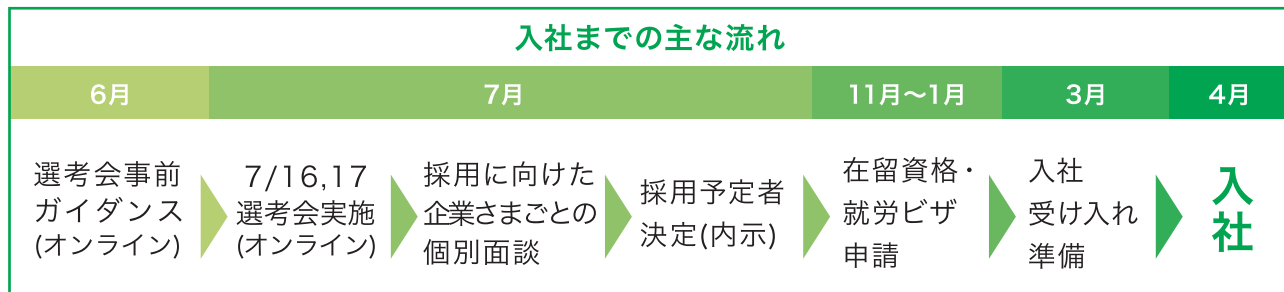


「入社」ではなく 「定着・活躍」がゴール

来日後も定着支援企画などのアプローチで定着率を上げる取り組みを行い、企業の生産性や業績を向上させます。

他、さまざまなサポートを実施します！

入社までの主な流れ



内定者は9月より現地にて日本語教育を開始、600時間の教育で日常会話レベル (N3相当) まで引き上げます。

詳しい事業内容はオンライン説明会にてご案内します。ぜひご参加ください。



フォースバレー・コンシェルジュ株式会社

高度人材分野で日本就職を希望する約10万人の登録者データベースを自前で保有し、外国人材のマッチングや受入支援に関わる公共事業の豊富な受託実績があります。

松山オフィス 松山市永代町13番地 松山第2電気ビル7F 担当：片上
TEL:089-932-5006 営業時間 9:00~18:00 (土・日・祝日を除く)

IT人材の採用・定着を支援！

愛媛県中核産業人材確保のための 奨学金返還支援制度

IT人材確保枠

登録企業募集

本制度に登録するメリット

- ITスキルを有する人材へのアピールのチャンス！
(県HPや教育機関等への配布資料に企業情報を掲載)
- 採用後の定着を促進！(就業継続が助成の条件 最長7年間)
- 登録無料！(助成対象者の採用が無い場合は負担無し)



中核産業人材確保奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）とは？

ITスキルを有する方の県内企業への就職・定着を促進するため、愛媛県と県内企業が共同で奨学金の返還を助成する制度です

奨学金の対象となる方 (以下①～③の全てを満たす方)

- ①日本学生支援機構の奨学金を返還している(予定含む)
- ②学生または一般求職者
- ③ITスキル標準レベル2以上の試験に合格
※基本情報技術者試験など

助成の要件

(以下①～③の全てを満たす方)

- ①本制度に登録した企業に就職
- ②1年間継続して就業
(10月～翌年9月)
- ③②の期間内に奨学金を返還

助成額・企業負担額

企業負担額：年間最大10.08万円

※助成対象者に対しては、奨学金返還額の4/5(上限：20.16万円)を県と企業で1/2ずつ助成(最長7年間)

本制度に関するお問い合わせ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

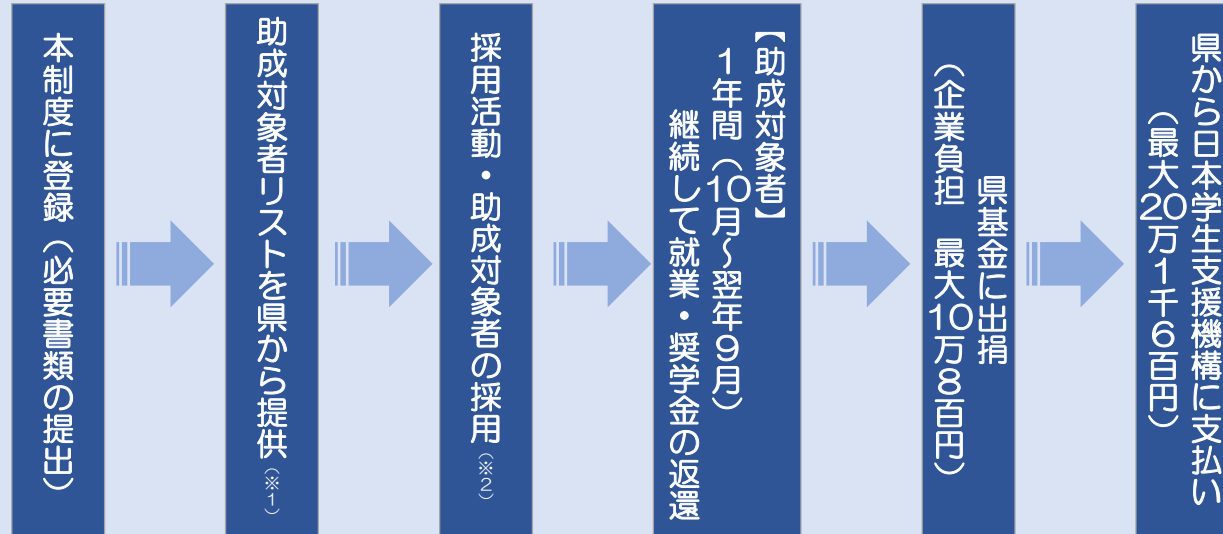
TEL : 089-912-2509 E-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

H P : https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html

🔍 愛媛県 奨学金返還支援 IT



制度の流れ



（※1）助成対象者に対しても登録企業リストを提供します

（※2）採用活動には県は関与しません

助成対象者

本制度の対象となる者（助成対象者）は以下（1）～（3）の全ての要件を満たし、愛媛県の認定を受けている者とします

- （1）日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の貸与を受け、対象期間（10月～翌年9月）に奨学金を返還している又は返還を予定している者
- （2）情報処理推進機構が定めるITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験に合格している者
※レベル2：基本情報技術者試験 レベル3：応用情報技術者試験
レベル4：ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験 等
- （3）大学院、大学、短大、高専、専修学校に在籍する卒業前年次又は卒業年次の者若しくは既卒者であって登録企業への就職を希望する者

対象企業

助成対象者を正社員として雇用する企業で、以下（1）～（3）のいずれかの要件を満たす企業

- （1）愛媛県内に主たる事業所を有する企業
- （2）助成対象者を県内の事業所等に在籍させる企業
- （3）助成対象者を県内の事業所等で在籍させることを条件に雇用する企業

※企業の業種は問いません

登録の要件

- （1）助成対象者を正社員として雇用した場合、1年間の奨学金返還実績（10月分～翌年9月分）ごとに、助成額の1/2に相当する額を基金へ出捐することを確約できること
- （2）本制度を適用せずに助成対象者を採用する場合は、必ず助成対象者の同意を得ること
- （3）助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること
- （4）助成対象者の報告等、県との連携体制を構築できること
- （5）本事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業以外の目的以外には一切使用しないこと

企業負担

助成対象者を正社員として雇用し、同者が10月～翌年9月までの1年間、継続して就業した場合、同期間中の奨学金返還額の4/5または20.16万円のいずれか低い額の1/2を最長7年間出捐いただきます

※助成対象者の採用が無い場合は、基金への出捐（企業負担）は不要です

登録方法

- （1）提出方法 （2）の書類を郵送によりご提出ください
- （2）提出書類 ※様式は愛媛県のホームページからダウンロードできます
 - ① 愛媛県奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）登録企業申込書（様式第1号）
 - ② 法人登記の履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - ③ 会社概要（概要が分かる会社案内、パンフレット等）
 - ④ 誓約書（様式第2号）

県外副業人材のスキル活用による DX推進・経営課題解決を支援！

最大

25万円
補助します！

- ✓ マッチング費用
- ✓ 副業人材の来県費用

令和4年度 愛媛県副業人材スキル活用促進事業費補助金

● 目的

県内企業が副業人材の専門的な知見や能力を効果的に活用し、DXの推進や経営課題の解決につなげることで、県内産業の更なる活性化を図ることを目的としています。

【補助対象事業】

【補助対象経費】

【補助率】

【補助限度額】

副業人材
活用支援事業

県外の副業人材を活用するため
・副業案件掲載サイト等運営事業者を支払う経費
・人材紹介事業者等に支払う経費
(ただし、令和4年4月27日以降に、副業人材の活用のために、副業案件掲載サイト運営事業者や人材紹介事業者等との契約を締結し、当該副業人材との雇用契約又は業務委託契約の締結に至った場合に限る)

1/2

1社あたり
15万円

副業人材
活動支援事業

県外の副業人材が県内企業の事業所等を訪問し、業務に従事する場合、企業が負担する副業人材の移動に要する経費
(ただし、副業人材活用支援事業を実施する場合に限る)

1/2

1社あたり
10万円

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。詳細は県HP掲載の交付要綱を御参照ください。

● 募集期間

令和4年4月27日(水)～令和5年1月31日(火) ※予算の上限(7,500千円)に達した場合は募集を終了します

● 補助事業の流れ

副業案件掲載サイト
運営事業者・人材紹介
事業者等との契約
(令和4年4月27日以降)

副業人材との
雇用契約・業務
委託契約の締結

補助金
交付申請
(雇用契約・業務委託
契約から15日以内)

副業人材の
活用

実績報告書
提出

補助金
交付

事業内容の詳細やお問い合わせ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課 (松山市一番町四丁目4番地2)
TEL : 089-912-2509 E-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp
HP : https://www.pref.ehime.jp/h30580/fukugyou_hojo.html



厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
所在地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



コロナ禍における雇用維持・拡大に！
～出向者の賃金を国が最大9割助成～

在籍型出向支援セミナー

よくわかる！

在籍型出向
産業雇用安定助成金

定員
30名

雇用調整助成金の特例措置は、今後、さらなる段階的な縮減が予定されています。在籍型出向は、従業員が在籍したまま、一時的に労働力を必要とする企業に出向していただくことで、従業員のモチベーションを保ちながら雇用を維持できる制度です。感染症の影響を受けた事業主が在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合には、出向元と出向先の両方の事業主に助成する「産業雇用安定助成金」が活用できます。

日時

令和4年6月17日(金) 13:30～15:00

場所

松山若草合同庁舎7階 共用大会議室
松山市若草町4-3

内容

- 在籍型出向制度について
在籍型出向の概要・メリット・好事例
- マッチング支援について
在籍型出向開始までのステップ・マッチング支援
- 産業雇用安定助成金について
産業雇用安定助成金による出向元・出向先に対する支援

参加費無料！

お申込みは裏面をご覧ください 

在籍型出向支援セミナー

参加申込書

(このままFAXで送信できます)

FAX: 089-941-5200

※下記の申込書にご記入の上、FAXでお申し込み下さい。

企業・団体名			
電話番号			
参加者名		役職	
参加者名		役職	
ご連絡事項がございましたらご記入ください。			

※最大1社2名まで参加可能ですが、調整させていただく場合もあります。
※定員に達しましたら、先着順とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染予防について

- 説明会では、マスクのご着用をお願いいたします。
- 咳や熱などの風邪症状がある場合は、参加をお控えください。

◎ご希望により個別訪問にてご説明もしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

愛媛労働局職業安定部職業安定課

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5F

☎ 089-943-5221

令和4年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンのお知らせ

厚生労働省

仕事(アルバイト)のトラブル こんな事で困っていませんか？

おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

労働条件相談ホットライン(電話での相談は...)
 月～金：午後5時～午後10時 土・日・祝日：午前9時～午後9時 ☎ **0120-811-610**

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に読えるための手引き～
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryou/index.html>

厚生労働省では、多くの新入生がアルバイトを始める令和4年4月から、夏休み前の7月までの間「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンが実施されています。

この機会に、アルバイトをされている皆様、また事業主の方についても、労働条件を確認してはいかがでしょうか？

～知っておきたいポイント～

- アルバイトでも残業手当があります！
 - アルバイトでも会社都合の自由な解雇はできません！ など
- 困ったときは下記相談機関などへ労働相談をしてみましょう。

- 愛媛労働局 総合労働相談コーナー 089-935-5208
(愛媛労働局雇用環境・均等室内)
 - 愛媛県 各中小企業労働相談所(県内5箇所)
- ※連絡先は県 HP にて